

## 新宿の新・インバウンド向け観光動画制作業務委託 仕様書

### 1 委託概要

- (1) 件名 新宿の新・インバウンド向け観光動画制作業務委託
- (2) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

### 2 目的

平成28年(2016)年に制作された海外プロモーション映像のリニューアルとして、新規に動画を制作する。

新宿区の多様な魅力を発信し、多くの外国人観光客にPRできる動画を作成することで、新宿に来街している訪日外国人への魅力発信、インバウンド向けに新宿区の魅力を目的とする。

### 3 業務概要

新宿のまちが持つ多様な魅力を海外にPRし、多くの人々が新宿を訪れ、区内を広く回遊することによって区内、地域の活性化を図る。

映像は長期にわたって、海外旅行博でのプロモーション、協会が関わる観光イベント、区内大型ビジョン、協会会員の宿泊施設、店舗などでの利用にも活用する。

### 4 委託内容

#### (1) 動画制作

##### ① 動画の内容

新宿の多様な魅力を広く発信するものとする。

- ・テーマは提案による。
- ・四季を通じたものにする(桜の風景は必須とする)。
- ・新宿区内の5エリア(新宿駅周辺/四谷/神楽坂/高田馬場・早稲田・大久保/落合)をバランスよく紹介する。
- ・新宿区ならではの歴史・文化、伝統産業、商業施設など様々なコンテンツを最大限紹介する。
- ・基本的に外部ロケを行う。
- ・ロゴマークは協会のものを使用する(令和6年4月~運用の新ロゴマーク)。  
※参加申込のあった事業者には、令和6年5月8日(水)までにデータ送付する。

##### ② 動画の構成(例)

- ・オープニング 15秒程度
- ・本編(30秒~1分)を10本制作(1本につき3~5か所紹介)  
※オープニング、本編を繋いで1つの動画とする。  
※動画の長さ、本数は提案内容によって上記の限りでない。

- ③ ダイジェスト版の作成 90～120秒  
オープニングと本編の内容をまとめたものを制作する。
- ③ 制作会議の実施  
必要に応じて制作会議を開催し、進捗状況及び課題の整理等を行うこととする。
- ④ 現地取材および撮影  
ア 受託者において、取材先の現地下見や打合せを行う。  
イ 受託者において、現地の撮影許可の申請、取材及び撮影を行う。撮影にかかる費用が必要な場合は受託者が負担する。  
ウ 画質はクオリティが高く、汎用性のあるものとする。  
エ 撮影した映像素材を保管し、発注者の指示があれば、記録素材を引き渡すものとする。
- ⑤ 資料の収集、出演者、協力者に対する交渉および謝礼  
ア 映像制作に必要な資料、映像等をできる限り収集する。  
イ 受託者において出演者、協力者等に関する交渉を行い、必要に応じて受託者が謝礼等の支払いを行う。  
ウ 受託者において出演者、協力者等の肖像権及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、必要に応じて受託者が料金を支払う。
- ⑥ 編集（映像、音声、テロップ入力等）  
ア 取材後速やかに編集し、仮編集の段階で発注者にプレビュー（映像によるチェック）を行う。  
イ ナレーションが入る場合は、ナレーション原稿を作成する。  
ウ テロップ原稿を作成する。なお、テロップは聴覚障害者に配慮し、テロップのみでも動画の内容が分かるように注意する。  
エ 上記の各工程において発注者のチェックを必ず受ける。
- ⑦ 作成言語  
日本語・英語・中国語（繁体・簡体）・韓国語・タイ語・仏語  
※ナレーションが入る場合は、日本語・英語でナレーションを作成し、英語版に各言語（日本語以外）のテロップを入れる。
- ⑧ 納品・成果物  
・データ一式  
データについては令和7年度のPR戦略での必要に合わせ、データ形式の加工を都度行うものとする（令和7年度中）。  
・DVD（日本語版、英語版）30枚
- ⑨ 契約期間以外の季節（令和7年4月、5月）の動画制作  
ア 契約期間内に一旦成果物の納品（DVDは各1枚）を行う。  
イ アのうえで、契約期間に含まれないが、四季の動画において必ず必要な春（桜）の撮影・編集については契約期間後に行なうものとする。

ウ イで撮影した動画を含めたものを正式な成果物として、DVDを含め、令和7年6月末迄に納品を行う。

## (2) WEBサイトページ制作

完成した動画を紹介するWEBサイトページ、協会ホームページに掲載するスライドバナーを制作する。なおWEBサイトの運用は令和7年度からとし、掲載開始から少なくとも1年以上とする。

WEBサイトページは協会ホームページ外に制作し、協会ホームページからのリンクで閲覧できるよう、協会ホームページのスライドバナーから誘導する。

WEBサイト制作にあたって、ホームページ制作事業者との調整が必要となった場合は、受託者が直接行うものとする。

## (3) 動画を使用したプロモーション戦略の立案と実施（令和7年度事業）

完成した動画を使用し、令和7年度にプロモーション戦略を立案した上でPR活動を行う。今年度の委託内容に含まれないが、以下の事業を行うことを踏まえ動画制作を行うものとする。

### ① SNSを利用した情報発信

撮影した動画を利用したSNSでの情報発信を行う。

### ② プレスリリース（日本語、英語）

完成した動画についてメディア、宿泊施設等に向けてプレスリリースを行う。

### ③ インバウンドメディア掲載

日本の情報を発信するインバウンドメディアに掲載を図る。

### ④ その他プロモーション施策

ビジョンへの投影、海外旅行博での利用等有効なプロモーション施策を実施する。

## 5 契約解除等

(1) 受託事業者が次の事項に該当した場合、契約を解除しまたは期間を定めて業務の全部もしくは一部停止を命ずることがある。

ア 受託事業者の財務状況が悪化し、業務の履行ができないとき。

イ 社会的に非難される事件を起こしたとき。

ウ 提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

エ 契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

オ 協会が行う必要な指示に従わないとき又は改善が見られないとき。

カ その他著しく不相当と認められる事項が生じたとき。

(2) 協会の責によらず契約内容の変更や契約解除等があった場合、協会は一切の損害賠

償の責を負わない。受託事業者の責により協会に損害が発生したときは、受託事業者に対して損害賠償請求をする。

## 6 成果品の帰属等

本業務における映像等のコンテンツ（ウェブサイトおよびその他本業務に付随して作成されたデザインを含む）については、全て一般社団法人新宿観光振興協会に帰属するものであり、協会の承認を得ずに複製したり、他に公表してはならない。

また、履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、委託事業者の責任において処理するものとする。

## 7 契約更改について

本委託業務にかかる契約は、受託者が良好な履行を行ったと協会が判断する場合、双方の合意に基づき、令和7年度について本契約を更新することができる。

更新後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

## 8 その他

仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定する。